

## 古資料より見た

## 明治二十年頃の池田村(一)

## || 明治二十年前後の景況 ||

高 藤 達 喜

(会員 佐伯市池船町)

先に(明治五年)大分県庁開庁と同時に設けられていた大区会所制は、翌六年三月に廃せられ海部郡は第四大区となり、三十二小区に分けられ明治八年三月鶴谷村は改めて第四大区二十六小区佐伯村となった。大区には区長・権区長、小区には戸長・副戸長・伍長(保長)がおかれた。該池田村(久部・蛇崎)や長谷村(城村・岸河内・大越)は青山村、堅田村、長良村と共に二十七小区に属した。

【註】(町村制が公布され、佐伯村が町制を布いて佐伯町

になったのは明治二十二年四月)区制の整備と共に学制が公布され、大分県では明治五年六月に建校布告が発せられ、各地に学校が設けられた。現在の佐伯市区域内だけでみると、本校数十七、分校数五となる。その中に当池田村には池田学校(本校)があった。

また当時の経済状況を概観すると、明治六年八月東京に国立第一銀行が開業し、次いで九年八月いわゆる秩禄公債が発行され、また国立銀行条例の改正が行われて、全国的に国立銀行の設置が相ついだ。政府は金禄公債を抵当にした正金引替の国立銀行紙幣を盛んに発行した。このため西南戦役後のインフレーションが更に激化した。佐伯村の第九国立銀行は明治十二年二月に設立開業した(この第九国立銀行は佐伯藩士の秩禄処分と兌換紙幣発行のためのものである)。この時期の産業としては、養蚕と製糸業(明治十四年四月旧土族の授産事業として純治社じゅんちやが創設され、養蚕・製糸業がとり上げられた)また明治二十一年毛利家は海産物製造部を設けて、あわび・いりこ・するめ等の加工製造を始めた。この様な状況を背景として、当時の古資料から明治二十年前後

の池田村の様子を視見してみよう。

〔池田村組合勤勉貯蓄規約〕

第一條 当池田村ヲ以テ一組合トシ池田村組合ト称ス

第二條 組合ニ取締人四人ヲ置クモノトス

但、当分ノ間伍長ヲ以之レニ充ツ

第三條 此組合ハ専ラ稼業勤勉金穀貯蓄ヲ旨トシ、各

自ノ福利ヲ増進スル事ヲ勉ルモノトス

第四條 労働時間ハ天明ヨリ日没後マテトシ、五、

六、十、十一ノ四ヶ月ハ右時間ノ外前後トモ

一時間以上ヲ増加スルモノトス

第五條 夜業ハ夜

半マテ必

ス各自適

応ノ稼業

ニ従事ス

ルモノト

ス

第六條 執業ノ日

休憩時間

ハ食後五



池田村組合勤勉貯蓄規約(一部)

分、午後拾分時間ヲ超ヘサルモノトス

但、暑中三十日間ハ晝食後一時間ノ休憩ヲ増

スモ妨ケナシ

第七條 年中一般ノ休業時日ハ左ノ如シ

三大節 国祭日

氏神祭 新春三日間

于蘭盆三日間

右ノ外重要ノ廉アリテ臨時休業ヲナストキ

ハ、其時々取締人ヨリ告知スルモノトス

第八條 耕作ノ手入及牛馬ノ飼養等ハ精々周到ヲ尽シ

苟モ愆怠ヲ表スヘカラサル事

第九條 根付収納等重要ノ季節ハ殊更他ニ後ルヘカラ

サル事

但、稻刈其他季節ノ急早ヲ失スルノ弊ナキヲ

要ス

第十條 前條ノ場合、疾病其他ノ災害ニ罹ルモノアル

トキ組合内ニ於テ互ニ相助ケ季節ヲ愆ラサル

様致スヘキ事

第十一條 農閑ニ於テハ専ラ左ノ業務ニ従事スルモノ

トス

一 荒蕪地ヲ開墾スル事

二 山野ニ諸木ヲ植付ル事

三 山野ノ副産物ヲ採収スル事

四 耕地ノ垣牆ヲ修繕スル事

五 農具ヲ製作及修繕スル事

六 肥料ノ準備ヲナス事

七 道路橋梁堤防等ヲ修理スル事

八 前各項ノ外、各自適応ノ稼業ヲ索メ油断

ナク従事スヘキ事

第十二條 何等ノ營業ヲ問ハス稼業ニ従事スルハ総テ

前條々ニ準拠スルモノトス

但、業体ニヨリテハ労働休憩ノ時ヲ異ニナ

サ、ルヲ得スト雖トモ、必ス緩漫ニ流レサル

ヲ要ス

第十三條 節儉ハ左ノ各項ニヨリ各自ノ分度ヲ計リ、

勉テ奢侈ニ流レサルヲ要ス、尤、公利公益ヲ

起スニ当テハ応分ノ贊助ヲナスハ勿論タルヘ

シ

一 衣服ハ総テ質素ヲ旨トスヘシ

二 飲食ハ常ニ節約ヲ守ルヘシ

隨テ公利モ興スヘク公益モ與ルヘシ 思テ此ニ至レ  
ハ豈ニ誰カ優緩寸時モ徒費スヘケンヤ 之レ此規約ヲ  
設ル所以ナリ

(以下欠落)

この規約を一読して思い至るのは、佐伯藩初代藩主毛利高政が慶長十一年正月に出したあの有名な農耕奨励の掟書が、この文明開花の時代にも色濃く承継されている事である。この十年前つまり明治十年は西南戦争が勃発した年であつて

政府は軍事費に大量の紙幣を増発し、又この戦争発生と同時に大阪・山陽・九州各地にかけて、

二円札廣造事件が起つたりで大インフレーションを招来し

新紙幣 十錢券  
明治通宝・ゲルマン紙幣



●発行年月日：明治5年4月7日  
●サイズ：縦67mm×横53mm

て庶民の生活は困窮したが、明治二十年頃には紙幣の対銀交換比率がようやく安定に向いつつあった。この時に稼業勤勉、金穀貯蓄を旨とする組合規約の設定は池田村にとって真に時宜を得たものであつたらう。

次に、前にも少しくふれました二円札贖造事件で、明治五年四月にすでに発行されていた一円・五十銭・二十銭・十銭の紙幣の通用が法的に禁止されたのは、明治二十二年十二月三十一日であるが、十銭券だけは、改造紙幣が発行されなかつたために、損傷紙幣が多くなり流通にも支障をきたしたので次の様な通達を見る事となつた。

〔拾銭紙幣通用禁止の通達〕

兼テ客年六月勅令第五十号ヲ以テ御達相成置候通り  
拾銭紙幣本月卅日限り通用禁止ニ付、右期日内交換候  
様村内無洩通達可有之候 為心得相達候也

六月九日

役 所

長谷村池  
田村役所

(岡ノ谷伍長)

内田金太郎殿

(一)内記入は筆者

〔明治廿年度南海部郡佐伯村外九村  
聯合村費支出予算議案〕

一金六拾五円七拾九銭

勸業費

一金拾壹円拾貳銭

會議費

合計金七拾六円九拾壹銭

〔明治廿年度南海部郡佐伯村外九村  
聯合村費収入予算議案〕

一金三拾七円九拾六銭

地租割

但 地租金壹万五千六百拾九円貳拾

銭六厘

地租壹円二付貳厘四毛三〇匹

一金三拾八円九拾五銭

戸数割

但 戸数三千八百九十五戸

壹戸二付金壹銭

合計金七拾六円九拾壹銭

【註】(佐伯村外九村を列挙すれば、佐伯村・木立村・青山村・堅田村・長良村・長谷村・池田村・稲垣村・上岡村・鶴望村となり、戸数は合計三千八百九十五戸であつた。池田村でもこの聯合村會議員を選出した。

他方では聯合村費や田租・工業税等の納付に苦しむ者も多かつた)

岡ノ谷



一金拾壹錢也

右十九年度当聯合村費今以持參無之

大至急上納可致旨本人工可相達候

十九年七月廿六日

池田村役所

長谷村池  
田村役所

伍長 内田金太郎殿



聯合村費上納督促状

諸上納金期日過去り候モ今ニ納税不致甚々不都合ニ候條此達着次第直ニ上納可致候此段及催促候也

七月廿六日

池田村役所

長谷村池  
田村役所

岡ノ谷伍長

内田金太郎殿



諸上納金不納による  
村役所よりの催告状

田租等不納先ノ分至急上納有様取計速ニ上納有様  
通達可有候 此段相達候也

三月廿八日 戸長 (山名諒記)

岡ノ谷 伍長中 (一) 内記名は筆者

池田村 内田金太郎

右勧業区域認定有二付議員設置二依り該区域内二係川  
聯合会議員当撰相成候條此旨廣告ス

六月廿七日 池田村役所

議員

- 内田金太郎 殿
- 高藤 清佑 殿
- 松垣 為八 殿
- 橋迫弥三郎 殿
- 大地清八郎 殿
- 伊東 茂吉 殿
- 鶴羽 貞蔵 殿
- 松垣藤太郎 殿
- 肥川 重吉 殿
- 広瀬 金蔵 殿

各地区の伍長の役務は村役所から来る達し事項の各戸への順達や諸税の取立、督促、更には揭示場に国や県より廻達された公文書写しを揭示貼付け等がある。別紙御達及廻達候二付成規之通順達有之度此段相達候也

大西伍長

池田役所

長谷村池田村役所

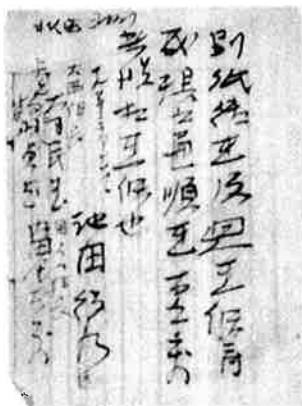
大司民蔵

上ノ迫伍長

岡ノ谷伍長

鶴羽貞蔵

内田金太郎 殿



明治19年度決算報告書の廻達状

明治十九年二月、大分県の該年度決算報告書が廻達されて来たので、各伍長へ順達する様に達しが役所よりあつたが、その内容を少しく拾つてみると県予算額は通計金三拾万六千四百五拾円六拾七錢四厘である。支出ノ部では、土木費が貳万九千九百四拾八円五錢七

厘、県会議諸費が三千八百拾貳円八拾銭九厘、教育費は壹万五千貳拾三円九拾五銭九厘、勸業費は貳千四拾四円貳拾銭、戸長以下給料旅費は五万五千貳百八拾壹円拾銭九厘などである。

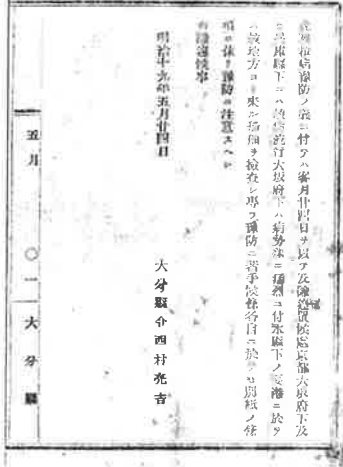
別紙御達之義ハ成規之通り掲示場ニ貼付可取計  
此段相達候也

十九年六月九日

池田村役所

内田金太郎殿

該達内容は「虎列拉予防ノ義ニ付テハ客月廿四日ヲ以テ及諭達置候処京都大坂府下及ヒ兵庫県下ニハ該病



大分県令名による諭達書

流行大坂府下ハ病勢殊ニ猛烈ニ付本県下ノ要港ニ於テハ該地方ヨリ来ル船舶ヲ検査シ専ラ予防ニ着手候條各自ニ於テモ別紙ノ條項ニ依リ予防ニ注意スヘシ

明治十九年五月廿四日

大分県令 西村亮吉

【註】明治十二年十月着任した県令西村亮吉は、歴代随一といわれる官僚臭の強い人で、県会や県民を無視した独善的政治を政府の庇護の下で行なった。因みに該年度予算に占める県会議諸費は僅かに一・二%である事からでも窺知することが出来る。

この頃になると、政府は盛んに富国強兵策をとる様になり、地方でも兵役経験者に點呼を実施する様になった。日清戦争はこの七、八年後に勃発する事になる。

松垣 猪佑

吉原善太郎

内田 佐吉

右ノモノ共来ル十六日點呼施行ニ就テハ達次第有之候條来ル十四日午前第十時無相違当役所へ出頭可致候様夫々通達可致此段相達候也

五月十二日

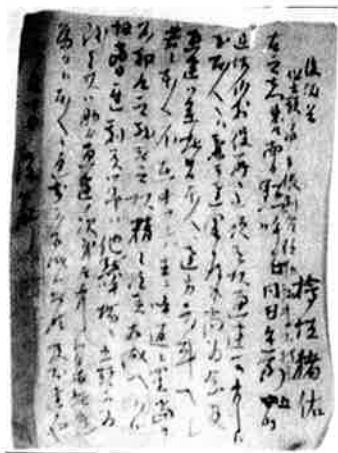
池田村役所

長谷村池田村役所

内田金太郎殿

尚々本人共於テ番号割符軍隊手帳里程証券其他兵種二関スル書類有之候ハ、持参可致候也

後日再び、先の點呼に出頭しなかつた者への呼び出



再度の點呼出頭命令書

し状が出された。日清戦争が始まると、予備・後備兵達も戦野に送り出されたわけである。

後備兵

松垣猪佑

但出頭ノ節ハ手帳割符精勤証書等持参

右之者来ル十四日點呼ニ付同日午前五時迄佐伯村役所

へ出頭有様通達可有之候 尤本人へハ兼テ達置候得共

尚為念及通達候條此旨本人へ達方取計ヘシ

若シ本人不在中ナレハ直ニ呼返シ置当日不都合之義無

之様精々注意相成ヘク候

扨当日遅刻有之候節ハ他點呼場へ出頭可為致旨其筋左

通達ノ次第有之候條此辺当リハ本人へ通知可相成候

此段及知達候也

六月十日

役所

長谷村池田村役場

(つづく)